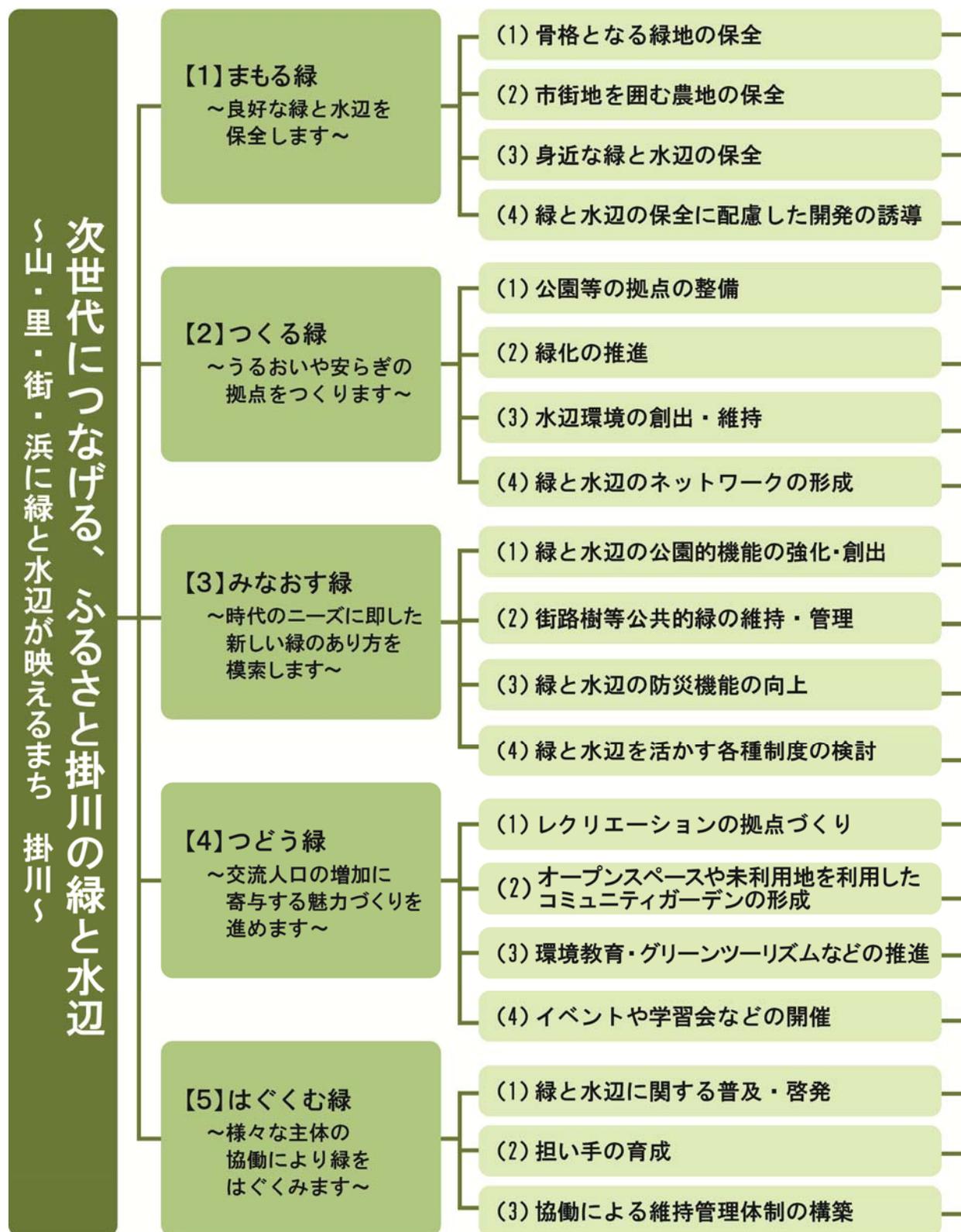


第5章 緑と水辺の保全・創出・活用の施策

5-1 施策の体系

本市の緑と水辺の保全・創出・活用の将来像を実現するために、次のような施策の推進を図ります。

〈基本方針体系図〉



①森林の保全	②斜面林の保全	③バイオマスエネルギーの活用の検討	④緑地保全ための財源の確保策の検討
①一団の緑地としての茶畑や水田などの保全	②耕作放棄地等の有効活用と発生抑制	③ため池の保全	④適切な農地保全方策の検討
①特徴的な緑地地形の保全	②天然記念物や大木、鎮守の森などの貴重な緑地の保全		
③既存集落地の生け垣・屋敷林等の保全	④里山管理のための新たな枠組みの検討		
⑤公園緑地としての土地の買い取り制度の検討	⑥緑と調和した施設の環境維持		
①大規模な開発による森林等の伐採時の指導や対応			
①住区基幹公園の適正配置と計画的な整備		②市南部における防災機能を備えた公園整備の検討	
③風致公園の整備の検討	④城跡公園・考古学公園等の整備の推進	⑤緑地の整備の検討	
⑥児童遊園やつどいの広場等の整備		⑦ユニバーサルデザインに配慮した公園等の整備	
①市街地における緑化の推進	②希望の森づくりの推進	③地域による花いっぱい運動等の取り組みの促進	④都市施設整備や市街地整備等に併せた緑化の推進
⑤各種法制度などによる緑化の推進			
①うるおいのある水辺景観の保全		②ビオトープなどの導入や多自然型整備等による水辺環境の創出・維持	
①粟ヶ岳や大浜公園、横須賀城跡公園などにおける散策路や案内施設等の環境整備		②貴重な緑地、水辺、公園などのネットワークの創出	
①幹線道路の緑化の推進		②民有地の緑を地域の緑として活用する仕組みづくり	③既存公園等の計画的な再整備の推進
①公共施設における緑の選択と集中による維持・管理		②地域住民と協働による緑と水辺の維持・管理の仕組みづくり	
①遠州灘海岸の浸食防止と防災林の保全・補植等		②北部山間地や小笠山丘陵地などの山間地における山林の保水機能の充実	
③山地・丘陵地の保全対策の推進		④防災ダム等の適切な維持管理	
⑤既存公園の防災機能の向上		⑥避難路・避難地としての機能の確保および強化	
①市内の緑と水辺を維持・管理していくために必要な各種計画の策定			
①北部山間地や小笠山丘陵地、遠州灘海岸における自然とのふれあいの場、憩いの場としての活用		②道標や常夜燈、また松並木など旧東海道や秋葉街道などの街道文化の保全	③市内の緑と水辺を巡るサイクリングコースの環境整備
①市街地におけるコミュニティガーデンの整備の推進			
①農村の原風景の保全とグリーンツーリズムなどの推進		②粟ヶ岳周辺における産業体験の推進	
①緑と水辺に対する意識の向上につながるイベント開催			
①市民や企業等の緑化意識の向上に向けた取り組み		②ホームページ等を活用した意識啓発や情報提供の充実	③市内の緑と水辺に係る様々な調査・技術開発等の実施
①緑化から維持管理まで参画できる市民組織の育成		②活動場所・活動プログラム等の提供	③生涯学習を通じて掛川市の緑のあり方について市民が学び考える機会の創出
①市民団体やNPO等との連携による遠州灘海岸の防災林の適切な管理		②市民、企業、行政の協働による緑と水辺のまちづくりの推進	③市民や企業等が都市緑化に関わりやすい制度と仕組みの創出

5-2 施策の内容

【1】まもる緑 ～良好な緑と水辺を保全します～

(1) 骨格となる緑地の保全

①森林の保全

北部の森林や小笠山などの森林は、本市の骨格となる代表的な緑地帯であることから、林業支援、樹種転換、協働による維持管理の仕組みづくり、森林の活用、人材育成など多様な施策を検討・推進し、適切な森林づくりを進めます。

特に人材育成に関しては、森林に関する子どもたちの意識の向上をはかるために、森林における環境教育などを進めます。

また、F S Cの認証を受けた森づくりについても検討を進めます。

※FSC (Forest Stewardship Council、森林管理協議会)とは、木材を生産する世界の森林と、その森林から切り出された木材の流通や加工のプロセスを認証する国際機関。その認証は、森林の環境保全に配慮し、地域社会の利益につながり、経済的にも継続可能な形で生産された木材に与えられるとされています。

②斜面林の保全

市街地近郊の緑地の保全を図ります。

満水、東山口などの市街地に近接する斜面緑地については、風致地区の指定及び開発行為の規制方策などを検討します。また、遠州灘海岸地区、大東大坂地区、大東中地区田ヶ池周辺、大東高天神城跡周辺、大須賀西大谷地区、大須賀東大谷地区等における風致地区の指定も検討します。



さらに、大須賀西大谷の用途地域界周辺においては、特別緑地保全地区の指定を検討します。

③バイオマスエネルギーの活用の検討

樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑など木質バイオマスのエネルギー活用を検討します。また、バイオガス化施設の普及が進むよう情報収集や資料提供等を積極的に実施します。

④緑地保全ための財源の確保策の検討

掛川市では、全市生涯学習公園化計画を効果的に推進するため「掛川市生涯学習公園化基金条例」が設置されています。

土地所有者の協力を得ながら、森林の規模、利用形態等の条件に合わせて、維持管理、税制等の支援を考慮した新たな緑地保全制度の導入を検討します。

(2) 市街地を囲む農地の保全

①一団の緑地としての茶畑や水田などの保全

茶畑や水田などは貴重な緑地として認識し、農地としての保全に努め、あわせて集落と後背の山林などが調和する美しい農村景観の保全、あるいは農作業をする営農環境の保全を図ります。



②耕作放棄地等の有効活用と発生抑制

農地を市街地における貴重な緑地として認識し、農地としての維持を図るため、後継者不足等により増加している耕作放棄地については、各種農業施策の活用を検討します。

また、耕作放棄の防止、既存の遊休農地の活用のため、市民農園や体験・観光農園の整備を推進し、グリーンツーリズムによる都市住民との交流を通じて地域活性化と農地の多面的利用を推進します。特に、耕作放棄地が目立つ海岸部の畑地帯では、サトウキビやいちご、メロン等の体験農園や市民農園の整備等に努めます。



③ため池の保全

ため池や河川を農業用施設としてだけでなく、うるおいや安らぎを与える貴重な地域資源として散策路や広場の整備等による公園的な活用を検討し、保全に繋がります。また、水とのふれあいや生き物の生息など多面的な機能に配慮し親水護岸や多自然型護岸等の整備を検討します。



④適切な農地保全方策の検討

本市では都市計画法の用途地域を除くほぼ市全域が農振法に基づく農業振興地域に指定されていることから、洪水防止、水源かん養など多面的な機能がある農地の保全

と整備を進めるため、農用地区域の指定を継続します。

市街地内の農地においては、適切に保全を図るために、3大都市圏や政令市で適用されている生産緑地地区制度を参考とした、地権者の農業継続の意向に基づく農地の指定制度の創設を検討します。

具体的には、農地として継続的に保全を図る区域と活用、転用を図る農地を分類し、それぞれについて、適切な活用方策を誘導するよう検討します。

■独自制度に基づく農地指定と活用イメージ案

- ・地権者意向に基づき、保全農地と活用農地、転用農地等に分類、指定
- ・種別毎に課税額の調整、補助制度などの設定

保全農地…数年間農業を継続する農地

- ・経営農地として維持
- ・地区計画などの運用による法的担保 等

活用農地…数年間農業以外で維持する農地

- ・市民農園、景観作物緒栽培農園等としての活用
- ・地区計画などの運用による法的担保 等

転用農地…近年中に転用が見込む農用地

- ・農地の一部を活用した農住共生住宅等の開発誘導
- ・公園、緑地不足地域の当該用地としての活用 等

(3) 身近な緑と水辺の保全

①特徴的な緑地地形の保全

斜面緑地北部の山地や小笠丘陵地などにより創られる起伏ある緑の地形の保全を図ります。特に、上土方地区などでみられる小さな起伏地形「モコモコ」は、この地域の個性かつ趣のある地形であることから、この地形を活かしたイベントを開催するなど、活用しながら市民の関心を高め保全に繋がります。



②天然記念物や大木、鎮守の森などの貴重な緑地の保全

顕光寺の鳥居スギ、興禅庵マキの自然門等の県・市指定の天然記念物 24ヶ所、上垂木のスギ・スタジイ林等の保存樹林 14ヶ所、保存樹木 74本は貴重な自然資源であり、歴史的価値の高い重要な緑であることから、指定を継続するとともに、その維持・保全に努めます。

また、東海道の面影を残す松並木は、街道の風情を残す名所として保全していきます。

その他、市民に親しまれている樹木については、掛川市景観計画で明記されている景観重要樹木制度を運用し、指定及び保全を図ります。



③既存集落地の生け垣・屋敷林等の保全

水田地域や里山などの周辺に点在する既存集落地については、農家住宅を主とした趣のある建築物や生け垣・屋敷林などの保全を図ります。



④里山管理のための新たな枠組みの検討

従来の担い手である農林業者や地域コミュニティだけでは、身近な里山等の保全活用は困難であることから、土地所有者と都市住民や企業、あるいはボランティア団体等を結びつける、市独自の仕組みの検討を進めます。

⑤公園緑地としての土地の買い取り制度の検討

豊かな自然環境を有する緑地や史跡等を都市公園法に基づく都市公園として担保する可能性を検討します。また、トラスト運動などによって、ため池や谷田など、貴重な動植物が生息している、あるいは良好な環境を呈している緑と水辺について、土地を買い取り、身近な緑と水辺を保全する活動を支援する仕組みの構築を検討します。

【事例】松之木都市林（世田谷区）、広町都市公園（鎌倉市）、
トラスト緑地（緑地保存契約地）（逗子市）

⑥緑と調和した施設の環境維持

市内外の多くの方が利用する掛川市役所や中東遠総合医療センター等は、本市の緑と調和する施設として先導的な役割を果たしていることから、今後も適切な維持・管理を行い、多くの方に親しまれるうるおいある環境の維持に努めていくとともに、このような緑と施設のあり方を、その他の開発等にも推奨していきます。



(4) 緑と水辺の保全に配慮した開発の誘導

①大規模な開発による森林等の伐採時の指導や対応

貴重な森林や樹林地は、無闇な開発を抑制しつつ、保全を図ることを基本とします。止むを得ず森林等の伐採を行う場合は、「掛川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」等に従い、適正な土地利用を誘導します。

また、緑と水辺への影響が最小限となるよう、国や県、庁内各課等と連携して開発者への指導を行います。

【2】 つくる緑 ～うるおいや安らぎの拠点をつくります～

(1) 公園等の拠点の整備

①住区基幹公園の適正配置と計画的な整備

街区公園は、市街地内に分布している既存の児童公園、工場や公共公益施設等の跡地等を活用して整備を推進します。

近隣公園は、一時避難場所や地域の防災拠点としての機能を含め、近隣の身近な公園として整備を推進します。

地区公園は、防災機能の他、レクリエーション機能なども有する身近な公園として整備を推進します。

《住区基幹公園の配置の考え方》

今後10年間の整備目標として、住区基幹公園を直近10年間と同程度の水準（9件／7.75ha程度）で新規整備する方針とします。ただし、新規整備以外に土地区画整理事業区域内の都市計画決定している公園等は、用地確保ができているものから順次、都市計画公園として供用開始します。

ア 地域の現状を踏まえた必要に応じた整備

- ・人口減少や少子高齢化の進行および厳しい市の財政状況を踏まえ、整備する公園は必要最低限のものとしします。
- ・地域によって公園が不足しているところもあることから、過去10年間（平成16～25年度）の整備実績と同水準の公園整備を進めるものとしします。

イ 住区基幹公園中心の整備

- ・本市には、広域公園である「小笠山総合運動公園」や運動公園である「いこいの広場公園」、総合公園である「大池公園」や「22世紀の丘公園」など、広域からの利用を想定した公園がすでに存在します。
- ・今後は、地域住民の利用に供することを目的とした住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園など）を中心とした整備を進めます。

ウ 市南部における防災機能を備えた公園整備の検討

- ・市南部では、旧掛川市域に比べ都市公園が少なく、住民からの公園の整備要望があるとともに、大地震発生時の津波被害が予想されており、地区としての防災機能の向上が求められています。
- ・そのため、津波被害を想定し、大東地域、大須賀地域において防災機能を備えた近隣公園の整備を検討します。

エ 公園が少ない地域への街区公園の整備

- ・市南部だけでなく、旧掛川市域においても公園の少ない地域が存在します。そのため、それらの地域を中心に、住民の意向等を踏まえ、地域住民が利用できる街区公園の整備を検討します。

■今後の整備予定住区基幹公園

種別	公園名称
街区公園	極楽公園、長谷南公園、上張1号公園、上張2号公園、杉谷1号公園、杉谷2号公園、杉谷3号公園、宮脇2号公園、宮脇3号公園、菖蒲ヶ谷池記念公園、二瀬川1号公園、八坂神社公園、白山神社公園、洋望台1号公園、洋望台2号公園、千浜東公園
近隣公園	和光山公園、ゆうゆうパーク、宝田公園、釜ヶ谷公園

②市南部における防災機能を備えた公園整備の検討

既存の都市公園が少ない本市の南部における公園整備を検討します。特に、本市の南部では大地震発生時の津波による被害が予想されていることから、備蓄倉庫や耐震性貯水槽、ヘリポートなどの施設を兼ね揃えた公園を整備し、大規模災害時の防災拠点として活用できるよう検討します。

③風致公園の整備の検討

本市南部の丘陵地にあり、御前崎遠州灘県立自然公園に指定されている大浜公園や弁財天川の河口にある弁財天海浜公園は、良好な自然と景観を活かした風致公園としての整備を検討します。



④城跡公園・考古学公園等の整備の推進

歴史や文化を背景とした人々の人並みの維持と次世代への継承、また交流による活力の創出を図るため、歴史や地域の個性を感じることのできる自然景観と調和した歴史公園（「国史跡『高天神城跡』」や「国史跡『横須賀城跡』」）・考古学公園（「国史跡『和田岡古墳群』」）等の整備を推進します。



⑤緑地の整備の検討

市街地近郊の緑を確保するため、市街地整備が進む洋望台地区等において、緑地の整備を検討します。

⑥児童遊園やつどいの広場等の整備

子どもに健全な遊びを与え、豊かな情操を育てることを目的とした児童遊園やつどいの広場等の整備を推進します。親子の日常生活にうるおいとやすらぎを与える場として、緑の確保とユニバーサルデザインに配慮した公園等の整備に努めます。



⑦ユニバーサルデザインに配慮した公園等の整備

高齢者、障がい者を含む全ての人々が、緑豊かで安全、快適な生活環境の中で様々な体験活動を行う場となるよう、園路や主要施設などのバリアフリー化を進めるとともに、健康づくりや機能回復などの活動ができる公園の整備を推進します。

(2) 緑化の推進

①市街地における緑化の推進

【公共施設】

学校緑化、幼稚園、病院など、市の公共施設の敷地内における周辺の緑化と合わせ、建築物周辺及び、敷地周辺の余剰地を活用して、草花等の緑化を推進します。

また、この学校緑化等においては、児童・生徒の緑の学習にも展開できる生きた教材としての活用を図り、身近な場所における緑化推進を実践します。



【住宅地】

各自治会への緑化団体を中心に、生垣や草花などで地域の緑化推進を図ります。新築家庭への苗木配布、生垣補助などを進めます。

これらの維持管理にあたり、特に高齢者世帯の住宅や空家における敷地内の生垣や樹木に関して、周辺住民や市民団体などが維持管理をサポートする仕組みづくりを進めます。

また、グリーンスクエア掛川等の緑化協定地区は、住民の協力により、緑のボリュームに富んだ、魅力ある景観を形成しています。これらの先進事例を参考に、新たな緑地協定等の締結を推進します。

【商業地】

ストリートとしてのまち並みの統一感を、意匠の統一した緑化を図ることにより推

進めます。具体的には、街路の植栽と調和する店先のシンボルツリーの配置や色彩の調和に配慮した草花等のプランター設置など、各商店街、振興組合毎にテーマを設定し、緑化を推進します。

【工業地】

大規模な企業敷地においては、環境の循環機能の強化を図るとともに、各事業者が「掛川市企業立地法に定める緑地に関する指導要綱」に基づき、緑化推進の担い手になれるような施策や、事業者理解と協力が得られる緑化のあり方について検討します。



②希望の森づくりの推進

市民・企業・行政が協働し、森づくりを通じて「生命の尊さ」や「森の大切さ」の意識の共有を図る「希望の森づくり」プロジェクトを推進します。

プロジェクトを推進する地区のうち、海岸部では、有事には津波防御施設として、平時には森林レクリエーションの場として活用することを検討します。具体的には、子どもの体験学習や高齢者の癒しの場等、観光や産業、教育等に活用できる機能の確保を検討します。



いのちを守る「希望の森づくり」プロジェクト

■背景

森はあらゆる生物の生命の源泉と言われているものの、市民の水源を守る源流部の森林も、津波を減衰してくれる海岸部の松林も荒廃が進んでいます。

しかし、東日本大震災や台風による集中豪雨などの災害発生時には、自然災害の猛威とともに国土保全のための森林機能の重要性を認識することから、森林面積が市の半分近くを占め、海から山までつながった掛川市においては、市民・企業・行政が協働し、森づくりを通じて「生命の尊さ」や「森の大切さ」の意識の共有が必要です。

このようなことから、いのちを守る「希望の森づくり」プロジェクトを推進します。

■主要事業

- 民間企業との「希望の森づくりパートナーシップ協定」の締結
- いのちを守る「希望の森づくり植樹祭」の開催

※希望の森づくりプロジェクトで植樹等を行った遠州灘海岸沿岸では、静岡県が進める「内陸のフロンティアを拓く取組『推進区域』」の指定を受け、防潮堤の整備とともに海岸防災林の再生を目指します。

③地域による花いっぱい運動等の取り組みの促進

学校や地域の花壇に花の植栽を進めることにより、地域の美化向上を図るとともに、コミュニティを活性化させる取り組みを推進します。

④都市施設整備や市街地整備等に併せた緑化の推進

都市施設整備や市街地整備など面的整備が進められている地区では、整備に併せて公園や緑地の配置、街路樹植栽、あるいは民間敷地内の緑化を進め、整備対象地において緑被率の向上を図ります。

⑤各種法制度などによる緑化の推進

緑化地域制度、地区計画等の区域内における緑化率の規定、緑化施設整備計画認定制度、緑地協定制、市民緑地、あるいは掛川市生涯学習まちづくり土地条例に基づく特別計画協定区域等、各種法制度などを活用した緑化の推進を図ります。

また、工場立地法による緑地面積率について、地域準則の制定を検討します。

(3) 水辺環境の創出・維持

①うるおいのある水辺景観の保全

市内を流れる多くの河川やため池の周囲の緑地、遠州灘海岸の松並木など、水辺周辺の緑地の保全を図るとともに、美化清掃活動を推進し、うるおいのある水辺景観の保全を図ります。



②ビオトープなどの導入や多自然型整備等による水辺環境の創出・維持

河川やため池などに生息する様々な動植物の生態は、周辺一帯の豊かな自然環境を表すものであるため、防災面での機能確保を図りつつ、ビオトープなどの導入や多自然型整備等の推進に努め、動植物が生息する豊かな水辺環境の創出・維持を進めます。

(4) 緑と水辺のネットワークの形成

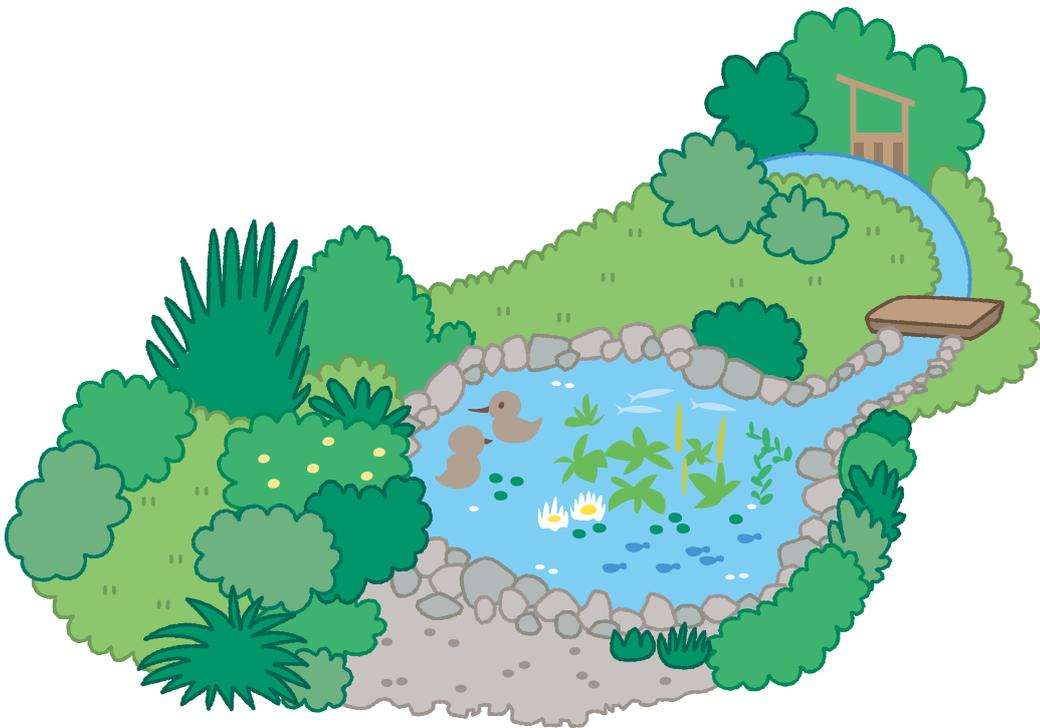
①粟ヶ岳や大浜公園、横須賀城跡公園などにおける散策路や案内施設等の環境整備

整備が必要なハイキングコースや、市民の憩いの場となる公園の整備を進めます。また歴史的、観光的資源として重要な横須賀城跡公園の維持・整備を進めます。



②貴重な緑地、水辺、公園などのネットワークの創出

生物多様性の保持、人と自然とのふれあいの空間、防災等様々な役割を持つ緑と水辺のネットワークを形成することで、市民に快適でうるおいのある美しい街並みを創出します。



【3】みなおす緑 ～時代のニーズに即した新しい緑のあり方を模索します～

(1) 緑と水辺の公園的機能の強化・創出

①幹線道路の緑化の推進

都市計画道路、緊急輸送路をはじめとした主要な道路には、防災および景観に配慮した街路樹の補植、再整備を推進します。

既存道路の歩道内、法面等を有効に活用し、スポット的な緑化を推進し、道路拡幅を前提としない道路緑化を推進します。

駅前通り等のシンボリックな路線では、無電柱化等を含めた緑化について検討を進め、特色ある並木の形成に努めます。



②民有地の緑を地域の緑として活用する仕組づくり

個人の庭の表彰制度、緑化への補助等により、市民の緑化意識を支えるとともに、個人庭園を解放したオープンガーデン制度など民有地の緑を有効活用する仕組みをつくりながら、まちの緑の確保を図ります。

③既存公園等の計画的な再整備の推進

周辺環境や住民のニーズに配慮した既存公園の再整備を進めます。レクリエーション、防災等の機能も充実させ、地域の市民に親しまれる公園づくりを推進します。

再整備にあたっては、計画段階から、周辺住民と協議し、住民の愛着を高め、住民が主体となった継続的な維持管理に繋がるように努めます。

また、既存公園の再整備にあたっては、植栽管理による見通しの確保や、死角をつくらぬ配置、あるいは、避難時の妨げとなる障害物の撤去や、死角の原因となる物の配置を変更し、大人から子どもまで誰もが安全で安心できる公園の再整備を図ります。



(2) 街路樹等公共的緑の維持・管理

① 公共施設における緑の選択と集中による維持・管理

幹線道路等主要な街路樹は、街の景観と心地よい緑陰を提供するため、維持管理を行います。また、市内の街路樹の状況を再確認し、安全や景観、バリアフリーなどの観点から撤去や植え替えが必要な街路樹は、計画的に樹木の更新をします。



■ 街路樹見直しの考え方（案）

① 問題のある街路樹の現状・課題の把握

- ・根が大きくなり舗装隆起
- ・害虫、落ち葉、鳥の糞害等の発生
- ・交差点の見直しを阻害
- ・植栽の必要性が希薄

② 見直しの内容

- ・支障のある街路樹の撤去
- ・中央分離帯の植栽の撤去
- ・新設道路の植栽計画の見直し
- ・苦情の多い街路樹の撤去・間引き
- ・剪定サイクル・管理体制の確立など

③ 見直しの手順

【STEP1】

- ・現地踏査
- ・街路樹台帳作成

【STEP2】

- ・撤去が望まれる樹木の選定

【STEP3】

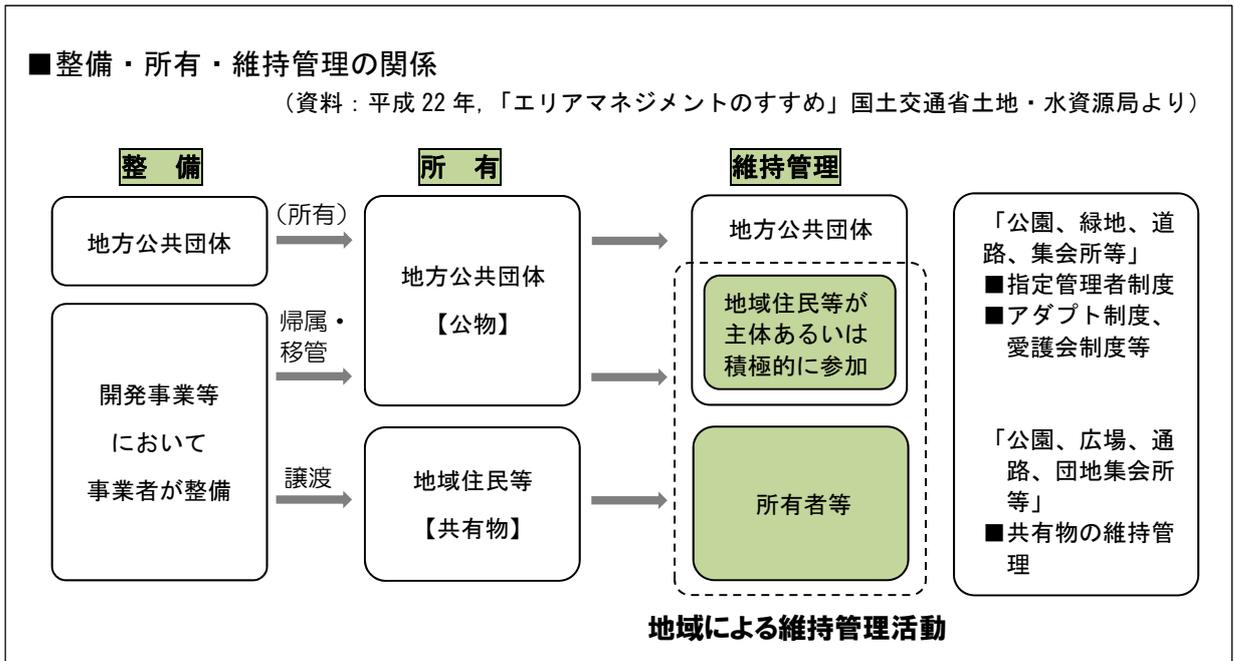
- ・伐採に係る合意形成
- ・管理協定対象路線の選定
- ・街路樹管理計画策定

【STEP4】

- ・街路樹の伐採・抜根
- ・柵撤去
- ・管理協定締結

② 地域住民と協働による緑と水辺の維持・管理の仕組みづくり

地域の住民が、公園や緑地、道路、集会所などの維持管理に積極的に係ることにより、住宅地の良好な生活環境を実現する取組を推進します。地域住民の共有財産として設置された公園や緑地、広場や道路、集会場等の施設は、適切に維持管理することにより、自らの資産や地域の価値を高めることが期待されます。近隣住民との相互の交流を通して、景観の向上、環境の保全に配慮した維持管理を行います。子どもから高齢者まで幅広く、緑と触れ合える活動を設け管理していく仕組みをつくります。

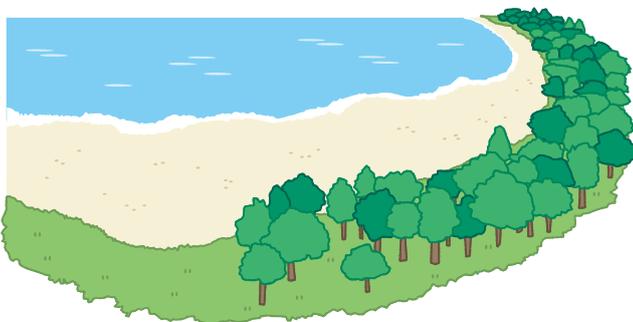


(3) 緑と水辺の防災機能の向上

① 遠州灘海岸の浸食防止と防災林の保全・補植等

波浪や津波の影響を軽減する砂丘と、波の進入を妨げ防風機能を持つ防災林による複合的な防災機能を発揮するために、浸食被害から海岸を防護する整備を進め、防災林の手入れを行います。

特に、遠州灘海岸沿岸で実施されている、津波被害の軽減を図るための「希望の森づくりプロジェクト」については、事業を継続するとともに、国や県、地域の団体、市民等と連携して、適切な維持管理を進めます。



掛川市海岸命を守る希望の森づくり地区

政策課題	<ul style="list-style-type: none">■沿岸域に住む住民及び企業からは、レベル2に対応した、より安全なハード整備が望まれている。■安定的な企業操業による雇用の確保とともに、交流人口の拡大と地域交流の活性化が必要である。
解決策	<ul style="list-style-type: none">■海岸防災林の再生事業と連携しながら、公共事業残土を活用し、レベル2に対応した盛土を行う「掛川モデル」を整備する。■有事には津波防御施設として、平時には地域住民や自転車道の利用者らが集い、散策できる森林レクリエーションや交流の場の創出を図る。

【事業内容】

- ・南海トラフ巨大地震津波に対応する防潮堤の整備
- ・海岸防災林の枯損した松林の再生

【想定している事業実施主体】

- ・市、県



②北部山間地や小笠山丘陵地などの山間地における山林の保水機能の充実

森林の水源かん養機能の充実を図り、河川の水量を安定させるとともに、大雨等の災害に備えます。



③山地・丘陵地の保全対策の推進

山麓部や丘陵地斜面などの急傾斜地崩壊危険区域や土石流危険渓流については、保全・防災事業を促進し、樹林地の保護・育成に努めます。

また、保安林指定や風致地区の指定などにより、無秩序な開発を抑制することにより、安全対策を進めます。

④防災ダム等の適切な維持管理

下流への流量を調整することで農地並びに住民の生命及び財産を守る防災ダムやため池の整備、維持管理を行います。



⑤既存公園の防災機能の向上

既存公園が、災害時に住民の生命を守る避難地となりうるよう公園の再整備を行います。再整備の対象となる公園は、市域全域の避難地の分布状況を踏まえつつ、適正規模の空間確保が可能なものとしします。

これらについては、耐火性の強い樹木の植栽を行うとともに、消防資機材置場、貯水施設、食料備蓄施設などの防災上必要な施設を設置します。

⑥避難路・避難地としての機能の確保および強化

市民を避難場所に迅速かつ安全に避難させる避難路の整備を進めるとともに、ブロック塀の倒壊などによる避難路の遮断を防止するために、防火性の高い街路樹の植栽について検討を進めます。

また、鎮守の森など、災害時の一時的な避難地として機能する緑は、地域や市民と協働で維持管理を進め、安全性の確保に努めます。

(4) 緑と水辺を活かす各種制度の検討

①市内の緑と水辺を維持・管理していくために必要な各種計画の策定

水質の改善、水量確保、緑の維持、緑のオープンスペースの確保など緑と水辺の環境を改修・整備するための計画を策定します。また、市民の参加・協働のできる仕組みづくりを進めます。

【4】 つどう緑 ～交流人口の増加に寄与する魅力づくりを進めます～

(1) レクリエーションの拠点づくり

①北部山間地や小笠山丘陵地、遠州灘海岸における自然とのふれあいの場、憩いの場としての活用

既設の居尻キャンプ場、明ヶ島キャンプ場などは、森林浴、自然散策、キャンプ等においては、周辺部を含めた森林の維持管理を進めるとともに、カエデ類を中心とした特定広葉樹の植栽を進め、森林とのふれあいの場としての魅力の向上を図ります。



②道標や常夜燈、また松並木など旧東海道や秋葉街道などの街道文化の保全

旧東海道である日坂宿、あるいは秋葉街道（塩の道）においては、街道文化の歴史を残す龍燈や建造物など、貴重な歴史資源周囲において、それらと調和する緑化修景などを施し、歴史資源の魅力の向上を図ります。

③市内の緑と水辺を巡るサイクリングコースの環境整備

近隣市町や、ガイドを実施する愛好家などと協力しながら、緑と水のネットワークを活かしたサイクリングコースを設定し、活用を図ります。



(2) オープンスペースや未利用地を利用したコミュニティガーデンの形成

①市街地におけるコミュニティガーデンの整備の推進

花と緑が美しい、特色ある街並みの創出を目指し、地域住民が主体となり、公共未利用地を活用した地域花壇や地域菜園などとして活用する「地域の庭」の設置を進めるとともに、積極的な活用によりコミュニティの向上にも繋がります。

(3) 環境教育・グリーンツーリズムなどの推進

①農村の原風景の保全とグリーンツーリズムなどの推進

茶畑や水田、清流など農村の原風景を残す地域の景観の保全を行います。また、豊かで健康的な市民の生活を実現するため、美しい自然や文化との交流を楽しむ、グリーンツーリズムを推進していきます。

②粟ヶ岳周辺における産業体験の推進

世界農業遺産に認定された茶草場農法による茶園の茶摘み体験など、緑と関わる掛川の伝統産業を広く周知するために、産業体験を推進していきます。

(4) イベントや学習会などの開催

①緑と水辺に対する意識の向上につながるイベント開催

市民の緑と水辺に対する意識の向上と緑に親しむ機会の創出のため、多くの人が集まる中心市街地などにおいて、商店街を花で飾るイベント、花卉の販売・相談会などを開催します。

また、市街地周辺の里山や水辺を会場にした自然体験、文化祭などのイベントを開催します。



【5】はぐくむ緑 ～様々な主体の協働により緑をはぐくみます～

(1) 緑と水辺に関する普及・啓発

①市民や企業等の緑化意識の向上に向けた取り組み

市民や企業等による緑と水辺の保全や創出に係る取組を推進していくため、緑と水辺に関する普及・啓発を推進します。

特に、将来を担う、小中学生等の緑と水辺の保全や創出に関する意識を高めるために、総合学習等の中で、本市の緑化施策に関する説明や勉強会、環境学習を行う機会を設けるよう検討します。

②ホームページ等を活用した意識啓発や情報提供の充実

インターネットのHP等を用い、様々な緑化事業を体系的に整理して、市民にわかりやすく、効果的な意識啓発や情報提供により都市緑化の普及啓発を促進します。

③市内の緑と水辺に係る様々な調査・技術開発等の実施

市内の川や海に生息する生物を調べ、水環境の調査と評価を行います。木質系バイオマスをエネルギー源として利用するなど技術開発、研究を進めます。

(2) 担い手の育成

①緑化から維持管理まで参画できる市民組織の育成

緑づくりから緑の維持管理まで参画できる市民組織を育成し、植樹空間の活動場所、活動プログラムの提供などの支援体制を整えます。

また、掛川市協働によるまちづくりの推進に関する条例に基づく、地区まちづくり協議会による協働のまちづくりの活動として、緑化や緑と水辺の維持管理に関わる活動に取り組んでいきます。

②活動場所・活動プログラム等の提供

身近な緑を活用し、市民に緑と触れ合う機会を増やす活動プログラムの提供を行います。公開性の高い公有地である活動場所での緑化活動を推進します。

③生涯学習を通じて掛川市の緑のあり方について市民が学び考える機会の創出

「生涯学習」を通して、掛川市の「緑のあり方」、「望まれる緑」について、市民が

学び考え、行動する場を設けていくとともに、官民協働による様々な調査、技術開発などを継続的に進めます。

(3) 協働による維持管理体制の構築

①市民団体やNPO等との連携による遠州灘海岸の防風林の適切な管理

国・県が実施する遠州灘海岸の浸食防止対策のための事業との連携を図り、既にある民間組織やNPO等との連携と機能の分担を図りながら、整備と管理を進めます。

②市民、企業、行政の協働による緑と水辺のまちづくりの推進

市民、事業者、行政が協働して、緑と水辺の関心を高め、掛川らしさを創出しながら身近な緑と水辺の環境づくりを進めていきます。

③市民や企業等が都市緑化に関わりやすい制度と仕組みの創出

市民や企業が「里親」となり、道路や河川の一部の植栽等の維持管理等に携わる里親制度の導入を検討します。また、市民・事業者等の各種組織の緑化、緑地保全活動に対して、情報提供を行うとともに、行政との調整を図るなど活動の運営を支援する体制を検討します。



5-3 地域別の施策の内容

1) 掛川地域

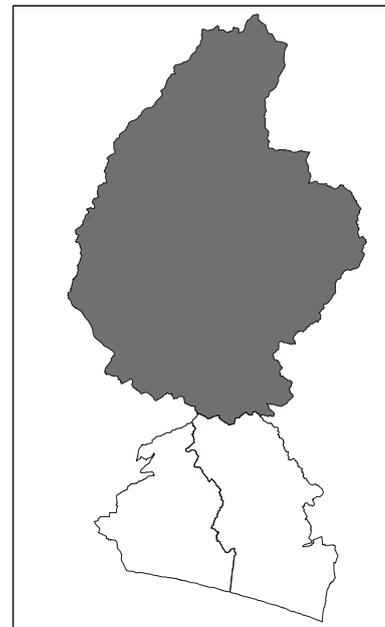
(1) 緑と水辺の概況

掛川地域は、八高山、大尾山、粟ヶ岳などの北部から東部にかけて連なる山々と南西部の小笠山が都市の骨格を形成し、山間地や山裾には、水田や茶畑などの田園景観が広がります。しかし、一部で荒廃した森林や耕作放棄地が見られます。

山間地を原野谷川や倉真川などの中小河川が流れており、南部の平坦地には、城下町として発展した市街地が形成されています。

本地域には、小笠山総合運動公園や大池公園、22世紀の丘公園など、大規模な公園が整備されているとともに、公園・緑地や街路樹等が配置されていますが、一部において公園・緑地が不足している地域があります。

また、「ため池谷田文化」と称されるように、数多くの灌漑用の農業用ため池が現在まで残されているとともに、旧東海道の松並木や寺社仏閣など、歴史的・文化的に価値の高い緑と水辺が残されています。



(2) 施策の内容

【1】まもる緑 ～良好な緑と水辺を保全します～

- ・満水、東山口などの市街地に近接する斜面緑地は、風致地区の指定の検討を進めます。

【2】つくる緑 ～うるおいや安らぎの拠点をつくります～

- ・粟ヶ岳においては、散策路や案内施設等の整備を進めます。
- ・今後整備を予定している公園は次のとおりです。

種別	公園名称
街区公園	極楽公園、長谷南公園、上張1号公園、上張2号公園、杉谷1号公園、杉谷2号公園、杉谷3号公園、宮脇2号公園、宮脇3号公園、菖蒲ヶ谷池記念公園、二瀬川1号公園
近隣公園	和光山公園、ゆうゆうパーク、宝田公園
考古学公園	(仮称)和田岡古墳公園

【3】みなおす緑 ～時代のニーズに即した新しい緑のあり方を模索します～

- ・駅前通り等のシンボリックな路線では、無電柱化等を含めた緑化を推進し、特色ある並木の形成に努めるとともに、街路樹の状況を再確認し、安全面や景観面から撤去や植え替えが必要な街路樹は、計画的に樹木の更新を進めます。
- ・北部山間地や小笠山丘陵地などの山間地においては、森林の水源かん養機能の充実を図ります。
- ・下流への流量を調整することで農地並びに住民の生命及び財産を守る防災ダムやため池の整備、維持管理を行います。

【4】つどう緑 ～交流人口の増加に寄与する魅力づくりを進めます～

- ・既設の居尻キャンプ場、明ヶ島キャンプ場、市有林周辺の森林については、景観を維持向上するためカエデ類を中心とした特定広葉樹の植栽を進めます。
- ・旧東海道である日坂宿や秋葉街道においては、龍燈や建造物など、歴史資源周囲において、それらと調和する緑化修景などを施し、歴史資源の魅力の向上を図ります。
- ・葛布づくりや、茶草場農法による茶園の茶摘み体験など、緑と関わる掛川の伝統産業を体験する機会を創出します。

2) 大東地域

(1) 緑と水辺の概況

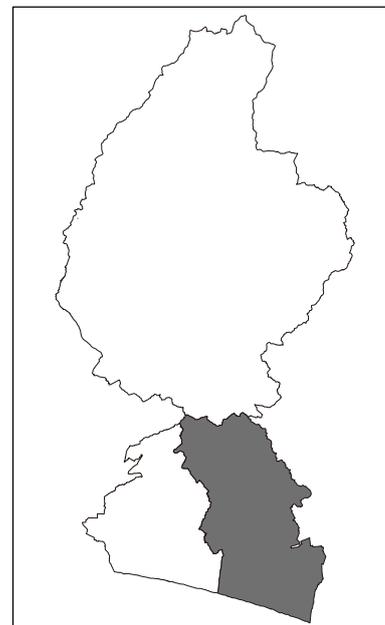
大東地域は、北部の小笠山東麓の丘陵地と南部の遠州灘海岸、南東部を流れる菊川などが都市の骨格を形成していますが、一部では、里山の荒廃や海岸浸食が見られます。

市街地は南部の平坦地に形成されていますが、公園・緑地等の整備が遅れています。

市街地の周囲には水田が広がり、豊かな田園景観を呈しています。また、主に遠州灘海岸の后背地に広がる海岸砂地畑は、遠州灘周辺の特徴的な景観です。

海岸沿いには松林が広がり、防風や砂の飛散防止の役割を担っていますが、立ち枯れ等が発生しています。

地域の南西部にある高天神山は、高天神城跡として歴史的な緑の拠点として位置づけられています。



(2) 施策の内容

【1】まもる緑 ～良好な緑と水辺を保全します～

- ・遠州灘海岸地区、大東大坂地区、大東中地区田ヶ池周辺、大東高天神城跡周辺、等における風致地区の指定を検討します。
- ・小笠丘陵地などにより創られる起伏ある緑の地形の保全を図ります。
- ・上土方地区などでみられる小さな起伏地形「モコモコ」は、保全継承に努めます。

【2】つくる緑 ～うるおいや安らぎの拠点をつくります～

- ・備蓄倉庫や耐震性貯水槽、ヘリポートなどの施設を兼ね揃えた公園を整備し、大規模災害時の防災拠点として活用できるよう検討します。
- ・遠州灘海岸の松並木の保全を図るとともに、美化清掃活動を推進します。
- ・大浜公園においては、散策路や案内施設等の整備を進めます。
- ・今後整備を予定している公園は次のとおりです。

種別	公園名称
街区公園	八坂神社公園、白山神社公園、千浜東公園
風致公園	大浜公園
歴史公園	高天神公園
緑地	(仮称)下小笠川廃川敷公園

【3】みなおす緑 ～時代のニーズに即した新しい緑のあり方を模索します～

- ・小笠山丘陵地においては、森林の水源かん養機能の充実を図ります。
- ・遠州灘海岸においては、浸食被害から海岸を防護する整備を進め、防災林の手入れを行います。
- ・遠州灘海岸沿岸で実施されている、「希望の森づくりプロジェクト」については、事業を継続するとともに、国や県、地域の団体、市民等と連携して、適切な維持管理を進めます。

【4】つどう緑 ～交流人口の増加に寄与する魅力づくりを進めます～

- ・小笠山丘陵地、遠州灘海岸は、自然とのふれあいの場、憩いの場として活用します。

3) 大須賀地域

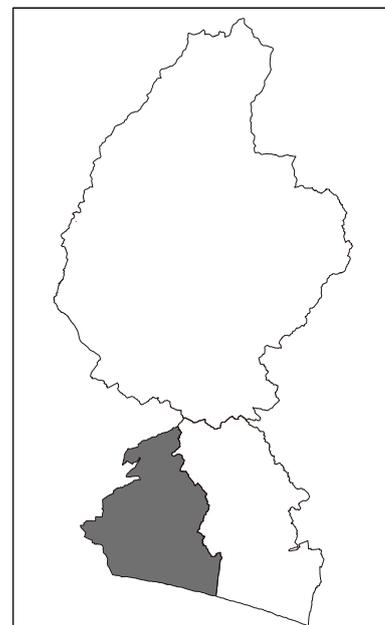
(1) 緑と水辺の概況

大須賀地域は、小笠山東麓の丘陵地と南部の遠州灘海岸などが都市の骨格を形成しているものの、一部で森林の荒廃や海岸浸食が発生しています。

南部の平坦地には、城下町として発展したコンパクトな市街地が形成されており、横須賀城跡などの歴史的な緑が市街地内に残されていますが、都市公園の整備は遅れています。

市街地の周辺には、水田や海岸砂地畑が広がり、特に、本地域西部から袋井市南部、磐田市南部にかけて広がる水田地帯は「とうもん」と呼ばれ、地域特有の広大な田園景観を形成しています。

一方、海岸沿いには松林が広がり、防風や砂の飛散防止の役割を担っていますが、立ち枯れ等が発生しています。



(2) 施策の内容

【1】まもる緑 ～良好な緑と水辺を保全します～

- ・遠州灘海岸地区、大須賀西大谷地区、大須賀東大谷地区等における風致地区の指定を検討します。
- ・大須賀西大谷の用途地域界周辺においては、特別緑地保全地区の指定を検討します。
- ・小笠丘陵地などにより創られる起伏ある緑の地形の保全を図ります。

【2】つくる緑 ～うるおいや安らぎの拠点をつくります～

- ・備蓄倉庫や耐震性貯水槽、ヘリポートなどの施設を兼ね揃えた公園を整備し、大規模災害時の防災拠点として活用できるよう検討します。
- ・遠州灘海岸の松並木の保全を図るとともに、美化清掃活動を推進します。
- ・今後整備を予定している公園は次のとおりです。

種別	公園名称
街区公園	洋望台1号公園、洋望台2号公園
近隣公園	釜ヶ谷公園
風致公園	弁財天海浜公園
歴史公園	横須賀城跡公園
緑地	洋望台緑地

【3】みなおす緑 ～時代のニーズに即した新しい緑のあり方を模索します～

- ・小笠山丘陵地においては、森林の水源かん養機能の充実を図ります。
- ・遠州灘海岸においては、浸食被害から海岸を防護する整備を進め、防災林の手入れを行います。
- ・遠州灘海岸沿岸で実施されている、「希望の森づくりプロジェクト」については、事業を継続するとともに、国や県、地域の団体、市民等と連携して、適切な維持管理を進めます。

【4】つどう緑 ～交流人口の増加に寄与する魅力づくりを進めます～

- ・小笠山丘陵地、遠州灘海岸は、自然とのふれあいの場、憩いの場として活用します。